

京都市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年12月20日

京都市長 門川大作

京都市規則第134号

京都市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

京都市自転車等駐車場条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「京都市松尾駅自転車等駐車場」を「京都市松尾大社駅自転車等駐車場」に改める。

第6条中「第10条」を「第11条」に改める。

別表(1)の項中「京都市松尾駅自転車等駐車場」を「京都市松尾大社駅自転車等駐車場」に改める。

附 則

この規則は、平成25年12月21日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、公布の日から施行する。

(建設局土木管理部自転車政策課)